平成28年6月1日

環境省自然環境局長

奥主 喜美

日頃から、動物愛護管理行政の推進に御指導及び御協力いただき、誠にありがとうございます。

今回の平成28年熊本地震を受け、当省では、被災者の心のケアの観点から、関係自治体等と連携しながら、被災ペット対策を進めております。

その取組状況について、同封の資料にまとめておりますので、御査収いただけますようお願い申し上げます。

引き続き、動物愛護管理行政の推進のために御指導及び御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

被災者の心のケアのための被災ペット対策

平成28年6月1日　環境省

考え方

災害時のペットの取扱いの基本的な考え方

動物愛護管理法に基づく基本指針や各自治体の地域防災計画、環境省策定の『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』（平成25年策定）等では、災害時における同行避難※や、避難所でのペットの受入れを推奨。

※飼い主の２次被害の防止等のため、ペットと一緒に避難すること。

熊本地震における主な課題と対応

○職員の派遣（自治体・獣医師会と協力して調査、意見交換）

➢ 環境省本省の動物愛護担当者等から延べ17名を派遣（4月19日～）

①「熊本地震ペット救護本部」の立ち上げ

○熊本県、県獣医師会、熊本市による同本部の設置（5月27日）と活動を支援。

②避難所等における被災ペット対策

・九州沖縄各県及びその政令指定都市から派遣された獣医師の応援職員（1日当たり約16名。）が熊本県内の避難所を巡回（4月26日-5月1日）。

・熊本市における、避難所再編に合わせ、ペットの屋内受入れのため、ペット用ケージ120基を提供済み（5月11日）。

・益城町総合運動公園において、避難者のペット飼育専用施設（冷房付コンテナハウス3基、ケージ50基）を整備し、運用（5月16日～）。同町の新たな避難所であるうまかな・よかなスタジアム内にペット飼育専用施設を整備中。

③仮設住宅での被災ペット対策

○ペットと一緒に住める仮設住宅の確保について市町村へ要請。これらの市町村では、順次、ペットと一緒に住めるよう準備を進めているところ。

・丸川環境大臣が熊本市長・益城町長に直接要請（5月3日）。

・熊本県と共同で、仮設住宅が整備される13市町村を担当者が巡回し、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請（5月12-26日）。

④被災ペットの一時預かり等

○自治体等と連携した緊急的な一時預かりのための体制整備等

・熊本市では、避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を市の動物愛護センター（動愛センター）と合同で整備、運用（5月9日～）。

・益城町では、総合運動公園の指定管理者（YMCA）等と合同で避難者のペット飼育専用施設での一時無償預かり体制を整備し、運用（5月16日～）。

⑤迷子ペットの対策

○動愛センターが迷子ペットを収容できるよう、震災前に収容された保護犬猫を近畿中四国の自治体や全国ペット協会等の協力により移送（4月27・28日）。

○飼い主への返還のため、自治体のHPに環境省のHPからリンクを設定し、周知。

（写真１）益城町に整備したペット飼育専用施設の外観（コンテナハウス）

（写真２）益城町に整備したペット飼育専用施設の中の様子（ケージ）

（写真3）熊本市動物愛護センターにおいて一時的に預けられたペット

（写真4）熊本市動物愛護センターから他の自治体への保護犬猫の移送